

2011年10月26日

様

## 集团的消費者被害救済制度に関する意見書

適格消費者団体  
特定非営利活動法人  
消費者支援機構関西  
理事長 榎 彰徳

当団体は、消費者全体の利益擁護を図り、もって消費者の権利の実現に寄与することを目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成され、内閣総理大臣により消費者契約法13条に基づく認定を2007年8月23日に受け、2010年8月22日に認定更新された適格消費者団体です。当団体は、適格消費者団体として、関西地域の7府県を主な活動エリアとし、様々な消費者契約に存在する不当な勧誘行為や不当な契約条項の是正を求めて申し入れや差止訴訟を行い、消費者契約の適正化に寄与しています。

現在、立法化作業が進められている集团的消費者被害救済制度に関し、適格消費者団体として次の内容を反映するよう求めるものです。

1. この制度の手続き追行主体となる適格消費者団体の認定要件の見直しは、制度の実効性を発揮させる観点、また、弁護団との連携等による業務遂行もできることから、最小限度とすべきです。
2. 被告適格については、被害救済の実効性を確保する観点から、名目的または実質的な事業運営主体である者等を含めるべきです。
3. 共通争点の確認の訴えの要件については、事業者が過度に紛争の個別性を強調して、濫用的にこれを争う事態が予想されます。適格消費者団体が不必要に提訴を躊躇することのないよう支配性(優越性)の要件を明確化すべきです。
4. 対象事案については、この制度の実効性を確保するために適用範囲を狭めるべきではありません。個人情報流出事案および有価証券報告書等の虚偽記載等に係る事案は、対象に含めるべきです。

5. 一段階目の解決が判決によらない場合の適格消費者団体、被害消費者、該当事業者の関与する事態について、その役割や責任の範囲を規定し、制度の実効性を損なわないようにすべきです。一段階目の解決が和解等で行われる場合には、被害消費者への通知・公告をどうするのか、適格消費者団体の責任範囲はどうなるのか、該当事業者の責務をどの範囲にするのかなど解決の仕方によって考えられる事態にどう対応するのかを定めておく必要があります。
6. 二段階目の手続きへの加入を促すための通知・公告費用の負担は、相手方事業者が負担することとすべきです。
7. 二段階目の手続きへの加入を促すための通知・公告の際、相手方事業者が第三者に情報管理等を委託している場合であっても、できる限り多くの対象消費者を当該手続きに加入させ消費者被害の救済を実効あるものとするためには、第三者に対する情報提供命令を認めるべきです。
8. 二段階目の手続きの手数料は、この制度の手続き追行主体である適格消費者団体がこの制度を継続的に活用できる程度の額とすべきです。
9. この制度が活用され消費者被害の救済が継続的に行われるためには、手続き追行主体である適格消費者団体が制度の担い手として持続的に活動できることが必要です。そのために、制度における被害消費者への通知・公告する費用、訴訟費用、分配の費用などが適格消費者団体の実質的負担とならない仕組みとするべきです。
10. 適格消費者団体がこの制度を担うに当たっては、適格消費者団体の全くの自立運営では、その役割を十分に果たすことは容易ではありません。この制度を担う適格消費者団体に対して、相応の財政的、制度的支援措置を設けるよう求めます。

以上

適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 略称 KC's(ケーシーズ)  
〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目 1-1 天満橋千代田ビル 2 号館  
TEL06—6945—0729 、FAX06—6945—0730、  
メールアドレス info@kc-s.or.jp ホームページ <http://www.kc-s.or.jp/>